特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和8年3月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	・地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する寄附者が提出する特例申請書を収受及び保管し、当該寄附者の居住する市区町村長にその情報を通知する。 ・特定個人情報ファイルは、次のとおり事務管理を行う。 ①寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受理及び保管 ②当該事務の該当者の税額控除を行う住所地の市区町村に対する通知
③システムの名称	ワンストップ特例管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
ふるさと納税申告特例ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表 24の項 ・地方税法附則第7条第5項及び第12項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	財政部市民税課 〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1126

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政部市民税課 〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1126

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	［　10万人以上30万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手は、システムにより行うこととしているところ、あらかじめシステムにおいて対象者が同意した場合にのみ対象者の情報を入手できるシステムとなっているため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
	Ⅳ リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和7年1月15日	3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 第3項及び別表第一 16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって主務省令（※）で定める もの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 地方税法附則第7条第5項及び第12項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 第4項及び別表 24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって主務省令（※）で定める もの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	
令和7年1月15日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		特定個人情報の入手は、システムにより行うこととしているところ、あらかじめシステムにおいて対象者が同意した場合にのみ対象者の情報を入手できるシステムとなっているため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う変更
令和7年1月15日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		・1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ・十分である ・特定個人情報の入手は、システムにより行うこととしているところ、あらかじめシステムにおいて対象者が同意した場合にのみ対象者の情報を入手できるシステムとなっているため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う変更
令和8年3月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	マイナンバー管理システム	ワンストップ特例管理システム	事後	
令和8年3月1日	Ⅰ 関連情報 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 第4項及び別表 24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって主務省令（※）で定める もの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 地方税法附則第7条第5項及び第12項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表 24の項 ・地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	
令和8年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和8年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月1日	令和7年1月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月1日	令和7年4月1日	事後	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 委託先における不正な使用等のリスクへの対策:十分である	事後	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	全項目評価又は重点項目評価を実施しない	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	